

令和7年度

事業計画書

公益財団法人山形県市町村振興協会

令和7年度事業計画

本協会の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

1 貸付事業（定款第4条第1項第1号該当）

県内各市町村（一部事務組合を含む）に対する貸付

(1) 貸付対象事業

○ 貸付対象事業：基金貸付細則第3条別表に掲げる事業

災害 関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
そ の 他 の 単 独 事 業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防用自動車、救急用自動車、児童遊園、老人憩いの家等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業 (2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 (3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) ごみ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業 (5) 歴史上又は学術上評価の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (8) 以上のほか貸付対象事業として理事長が認める事業

(2) 長期貸付事業

- 償 還 期 限：一般貸付 5年（うち据置期間1年）
 - 〃 10年（うち据置期間2年）
 - 〃 12年（うち据置期間2年）
 - 〃 15年（うち据置期間3年）
 特別貸付 20年（うち据置期間4年）
- 貸 付 日：毎年度5月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
- 償 還 方 法：半年賦元金均等償還の方法とする。
- 償 還 日：9月20日及び3月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
- 貸 付 利 率：政府資金及び全国市町村振興協会の貸付金利を基準とし、理事長が定める。
- 貸 付 予 定 額：1,568,300千円
 - (山形県市町村振興協会資金：967,600千円)
 - (全国市町村振興協会借入金：600,700千円)

(3) 短期貸付事業

- 償 還 期 間：同一会計年度内とする。
- 貸 付 時 期：借入希望日とする。
- 償 還 方 法：一括弁済の方法とする。
- 貸 付 利 率：政府資金及び全国市町村振興協会の貸付金利を基準とし、理事長が定める。
- 貸 付 予 定 額：なし

2 市町村振興宝くじ交付金交付事業（定款第4条第1項第2号該当）

- (1) 市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ等）及び（クイックワン9月発売回数）の収益金を全額市町村へ交付

3 市町村職員等人材育成事業（定款第4条第1項第3号該当）

- (1) 市町村トップセミナー
- (2) 市町村アカデミー・国際文化アカデミー研修受講費の助成
- (3) 各種関係団体研修費への助成
 - ① 山形縣市町村職員研修協議会
 - ② 山形県町村会
 - ③ 山形縣市議会議長会並びに山形県町村議会議長会
 - ④ 山形県都市監査委員会並びに山形県町村監査委員協議会

4 市町村振興助成事業（定款第4条第1項第4号該当）

- (1) 市町村振興共同事業等への助成
- (2) 市町村振興特別交付金の交付
- (3) 山形縣市町村振興協会特別交付金の交付
- (4) 市町村移住定住・人材確保策への助成
※事業費の2分の1（市町村負担分）

5 市町村の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号該当）

- (1) 山形縣市町村概要、県内市町村財政の状況等の発行
- (2) 山形ふるさとCM大賞への制作協力

6 市町村の振興に関する広報宣伝事業

- (1) 市町村振興宝くじの広報宣伝
 - ① 新聞折込チラシによる広報宣伝
 - ② 山形県広報誌「県民のあゆみ」への広告掲載
 - ③ 市町村に対しPR用のぼり旗及びポスターを配付し、売捌き促進の協力を依頼
 - ④ ウェブ広告による広報宣伝
 - ⑤ SNSによる宝くじ公式サイトでのインターネット販売のPR
- (2) 協会事業等の広報宣伝
 - ① ホームページによる協会運営状況の公開
 - ② 協会案内パンフレットの作成

7 その他

- (1) 全国市町村振興協会及び地方協会相互の情報交換